

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年9月28日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第35号

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年墨田区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「墨田区長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「（墨田区長の選挙の場合に限る。）」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第1条及び第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。